

欧州委員会，日 EU の通商および経済関係の将来に関する意見募集の結果を公表

2011 年 2 月 23 日

JETRO デュッセルドルフセンター

欧州委員会は、2月17日、日 EU の通商および経済関係の将来に関する意見募集の結果を公表した。2010年4月19日に開催された第19回日 EU 定期首脳協議において、日 EU 関係のあらゆる側面を包括的に強化し、それを実行に移す枠組みを定めるための選択肢を示すため、「合同ハイレベル・グループ」の設置を決定したことから、欧州委員会は2010年9月9日から11月5日にかけて、全ての利害関係人を対象として日 EU の通商および経済関係の将来に関する意見募集を行っていた。その結果、EU 側から58、日本側から29の合計87の有効回答が得られており、欧州委員会はこれを報告書にまとめた。

意見募集は幅広い分野を対象としているが、知財に関しては質問10および11で取り上げられている。日本の知財制度に対して肯定的な評価が与えられたものの、特許と商標の審査について、遅い、複雑である、と言った批判も示された。また、回答者の大部分が、イノベーション保護と競争力維持のため協力強化を望むとした。具体的な内容は以下のとおり。

【質問10】 あなたの事業分野において、日本での知的財産権の保護および権利行使の問題による懸念はありますか？もし「yes」ならば、特定の分野または取り組むべき問題を含めて、説明して下さい。

【意見の概要】 半分以上の回答者が日本での知的財産権の保護および権利行使に関する問題はないとした。一方、懸念を表明した回答者の中には、時間がかかりすぎる特許出願と審査の制度に対して、制度調和を含む協力と改善の強化を要望する回答者がいた。また、主要なEUの製薬企業は、日本の特許法は特許の実施を確保する記載要件を厳しくしていると指摘した。商標については、副分類のシステムがとても複雑であり、外国の出願人にとっては拒絶理由の理解が困難であるとの不満もあった。意匠についても、出願手続きが複雑かつ高額であり、EUの企業は、EUやその他の市場において受ける保護と同じレベルの保護を受けていないと感じている。

【質問 11】 知的財産権の保護および権利行使を改善するという観点で、EU は日本との協力を強化すべきですか？もし「yes」ならば、この先の EU の優先事項は何であるべきですか？

【意見の概要】 大半の回答者が日本との協力を強化すべきとした。優先事項としては、特許の強力かつ効果的な協力と、第三国（BRIC）における知的財産権の権利行使と保

護のための新しい共通の国際的枠組みとが含まれていた。世界的な模倣品，知的財産権侵害，海賊版への対策における協力ツールとして，ACTA の実施に言及した回答者もいた。

国内レベルにおいては，EU と日本は知的財産権の保護と権利行使の同様の制度を有していることから，国内法制の最高水準の適用を目指すべきであり，地理的表示の相互承認，著作権と特許の保護，ライセンス制度などの権利者にとって両方の市場において同一の保護を提供する日 EU 間の合意が要望された。さらに，インターネットおよび携帯のオークションサイトにおける模倣品や特許侵害に適用される刑事罰の共通ルールと原則の創設，特許庁間の協力の発展，特許協力条約の改善などの要望もあった。

— 報告書の本文は，以下参照 —

[Summaries of contributions to the Public Consultation on: 'The future of EU Japan trade and economic relations' \(PDF\)](#)

— 第 19 回日 EU 定期首脳協議の結果は，駐日欧州連合代表部のウェブサイト参照 —
[第 19 回日 EU 定期首脳協議 共同プレス発表](#)

(以上)